

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める件

令和2年に発覚した神戸市内の精神科病院における卑劣な虐待事件をはじめ、痛ましい障害者虐待事件はいまだに発生していると考えられる。

この事件を受けて、厚生労働省が都道府県と政令指定都市を対象に実施した調査によると、精神科医療機関における虐待が疑われる事案は、平成27年度から令和元年度までの5年間について72件が把握されているとのことだが、そのうち医療機関からの通報で把握したケースは半数未満であった。

現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）において、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待には虐待発見時の行政機関への通報義務が課せられているものの、医療機関における虐待は通報義務の対象となっておらず、このことが、障害者虐待事案が発覚しづらい背景となっていると考えられている。

障害者虐待の防止等に関する施策をさらに促進させ、障害者の権利利益を擁護するためには、医療機関における虐待についても通報義務の対象に加え、虐待を早期に発見し、対応していくことが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の行政機関への通報義務対象に医療機関における虐待を加えるとともに、通報者に対する保護を規定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦